

## **Eisyu レンタル貸渡約款**

### **第 1 章総則**

#### **第 1 条（約款の適用）**

本レンタル貸渡約款は、Eisyu レンタル(以下当社)とお客さま（以下賃借人）の間の、貸渡契約について、当社が貸渡の車両（以下レンタルバイク）を貸し渡すものとし、賃借人はそれを借り受けるものとする。別に契約書類または、取り決め等による特約がない場合に適用します。

### **第 2 章予約**

#### **第 2 条（予約の申込み）**

賃借人は、当社 Eisyu レンタル WEB サイト（以下当社 WEB サイト）に掲載しているレンタル貸渡約款、料金表や保険について同意したうえ、当社 WEB サイトの予約ページ、又は当社が別に案内する予約ページより賃借人は予約を申し込むことができる。

#### **第 3 条（予約の変更）**

賃借人が予約の変更をする場合、当社へ電話連絡し、当社の承諾を受けるものとする。予約の変更により、貸し出せるレンタルバイクがない場合、予約の取り消しをする。

#### **第 4 条（予約の取り消し）**

賃借人は、別に定める方法により、予約の取り消しが出来るものとする。

2.賃借人の予約の変更により、貸し出せるレンタルバイクがない場合。

3.事故、盗難、不返還、天災等により当社の責にもよらない事由により貸渡契約の締結が行われなかったとき。

4.賃借人が予約の時間を 1 時間以上経過し、貸渡契約が締結されなかったとき。

#### **第 5 条（予約の取り消し料金）**

賃借人の都合により、レンタルの開始時間を過ぎてからの予約当日の予約の取り消しは、賃借人が予約した日数のレンタル費用の 50%を請求します。保険代は含まれません。

2.当社及び賃借人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第 4 条 4 項に定める場合を除き、相互に何らかの請求をしないものとします。

### **第 3 章貸渡し**

#### **第 6 条（貸渡契約の締結）**

賃借人は、第 2 章の借受条件を明示し、当社は料金表や Eisyu レンタル貸渡約款を明示し、貸渡契約を締結するものとする。

2. 貸渡契約を締結した場合、賃借人は当社へ貸渡料金を支払いものとする。

3. 貸渡契約書に賃借人及び運転者の氏名、住所、電話番号を記載し、運転免許証の提示と写しの提出を求めます。

運転免許証とは、道路交通法第 92 条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第 19 条別記様式第 14 の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第 107 条の 2 に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

5. 当社は、賃借人が第 6 章、第 3 条に従わない場合、または第 4 章に該当する場合は、予約の取り消しをすることができる。

## 第 7 条（貸渡契約の拒絶）

当社は賃借人又は運転者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに予約を取消す事ができるものとします。

- (1) 貸渡すレンタルバイクの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
- (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- (6) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- (7) 過去の貸渡しにおいて、レンタル料金の支払いを滞納した事実があるとき。
- (8) 過去の貸渡しにおいて、**第 4 章**各号に掲げる行為があったとき。
- (9) 当社所定の貸渡注意者リスト（以下「貸渡注意者リスト」という）に登録されているとき。
- (10) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (11) 18 歳未満であるとき。
- (12) 借受人が決裁可能なクレジットカードを有しておらず、かつ借受人の家族（親、配偶者、子、同居家族等）の来店による決済ができないとき。
- (13) 別に明記する条件を満たしていないとき。

## 第 8 条（貸渡契約の成立）

貸渡契約は、賃借人が当社に貸渡料金を支払い貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレン

タルバイク（付属品を含む。以下同じ）を引き渡したときに成立するものとします。

#### **第 9 条（貸渡料金）**

貸渡料金(以下レンタル料金)とは、レンタルバイクの基本料金、任意保険代、その他オプション料金等の合計金額の事を言うものとします。

#### **第 10 条（点検整備及び確認）**

当社は、道路運送車両法第 4 8 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタルバイクを貸し渡すものとします。当社は、道路運送車両法第 4 7 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

2.賃借人又は運転者は、運行前に車体の機関、保機類、外観及び付属品等の点検を実施しレンタルバイクに整備不良がないこと、その他レンタルバイクが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

#### **第 11 条（貸渡証の交付）**

- 1.当社は、貸渡契約の締結にあたり、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を、借受人に交付するものとします。
- 2.賃借人及び運転者は、レンタルバイクの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「借受期間中」という）、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
- 3.賃借人及び運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
- 4.賃借人は、レンタルバイクの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

### **第 4 章使用**

#### **第 12 条（管理責任）**

- 1.賃借人及び運転者は、借受期間中において、善良な管理者の注意をもってレンタルバイクを使用し、保管するものとします。
- 2.賃借人及び運転者は、レンタルバイクを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守するものとします。

#### **第 13 条（日常点検整備）**

- 1.借受人及び運転者は、借受期間中、レンタルバイクについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 4 7 条の 2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

2.原動機付自転車についても、前項に準じて点検及び整備を実施しなければならないものとします。

#### **第14条(禁止行為)**

賃借人及び運転者は、借受期間中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) レンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタルバイクを所定の使用目的以外に使用し又は運転者以外の者に運転させること。
- (3) レンタルバイクを転貸し、第三者に使用させ又は担保の用に供する等の行為をすること。
- (4) レンタルバイクの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタルバイクを改造若しくは改装する等その現状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタルバイクを各種テストや競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）若しくは未舗装道路、サーキットでの走行に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタルバイクを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタルバイクについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタルバイクを日本国外に持ち出すこと。

#### **第15条（違法駐車の場合）**

賃借人又は運転者は、使用中にレンタルバイクに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、賃借人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自らの違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引き取りなどの諸費用を負担するものとします。

2.当社は、警察からレンタルバイクの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタルバイクを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタルバイクの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するように指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタルバイクを警察から引き取る場合があります。

3.当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで賃借人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は賃借人又は運転者に対し放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従

うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます）に自ら署名するように求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4.当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的処置をとることができるものとし、賃借人又は運転者はこれに同意するものとします。

5.当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は賃借人若しくは運転者の捜索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引き取り等に要した費用を負担した場合には、当社は賃借人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、賃借人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
- (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
- (3) 当社が探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6.当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は賃借人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は賃借人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を情報管理システムに登録する等の措置をとるものとします。

7.第1項の規定により賃借人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該賃借人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反金にあてるものとして、当該賃借人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反違約金を申し受けることができるものとします。

8.賃借人又は運転者が、第7項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、賃借人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを賃借人又は運転者に返還するものとします。

## **第5章返還**

### **第16条（賃借人の返還責任）**

1. 賃借人は、借受期間満了時まで、レンタルバイクを所定の返還場所において当社に返還するものとします。賃借人は、借受期間満了時までレンタルバイクを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
2. 賃借人は、当社の立会いのもとに、引渡時の状態（通常の使用による劣化、摩耗を除く）で、レンタルバイクを返還するものとします。
3. 賃借人、レンタルバイクの返還にあたっては、燃料タンクが燃料で満ちている状態（以下「満タン」という）で返還するものとし、満タンでない場合には、当社所定の計算方法で清算するものとします。

### **第17条（借受期間変更時のレンタル料金等）**

1. 賃借人は、当社の承諾を受けて借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と所定の超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
2. 賃借人は、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、当社が別途定める違約金を支払うものとします。

### **第18条（返還されなかった時の措置）**

1. 当社は、賃借人が、借受期間が満了したにもかかわらず、レンタルバイクを返還しないときは、当社への事前連絡の有無を問わず、レンタルバイクの所在を確認するのに必要な措置及び刑事告訴を行うなどの法的手続を実施するものとします。賃借人は、当社が賃借人の探索及びレンタルバイクの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。
2. 当社は、賃借人の責に帰すべき事由によらない天災、事故、盗難その他の不可抗力の事由により、賃借人が借受期間満了時までレンタルバイクを返還することができなくなった場合には、当社に営業保証金を支払うものとします。

## **第6章故障、事故、盗難等の措置**

### **第19条（レンタルバイクの故障）**

賃借人及び運転者は、借受期間中にレンタルバイクの故障、異常又は損傷等を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

### **第20条（事故）**

1. 賃借人及び運転者は、借受期間中にレンタルバイクに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず、警察への通報その他の法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (2) 前号の指示に基づきレンタルバイクの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する修理工場等において当社の指示に従った方法にて行うこと。
  - (3) 事故に関する当社及び保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
  - (4) 事故に関して相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社及び保険会社の承諾を受けること。
2. 賃借人及び運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理、解決をするものとします。
3. 当社は、賃借人及び運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

## **第 21 条(盗難)**

1. 賃借人及び運転者は、借受期間中にレンタルバイクの盗難が発生したときやその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
- (1) 直ちに警察に通報すること。
  - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、その指示に従うこと。
  - (3) 盗難、被害に関し当社及び保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
2. 盗難によりレンタルバイクが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

## **第 22 条（利用不可による貸渡契約終了）**

1. 借受期間中において故障、事故その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタルバイクが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 故障等が、賃借人又は運転者の責に帰すべき事由により生じた場合は、賃借人及び運転者は、レンタルバイクの引取費用、修理費用、別途定める営業補償金額その他当社に生じた損害を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。
3. 故障等が、当社の責に帰すべき事由により生じた場合は、賃借人は、当社から第 5 条に従い代替レンタルバイクの提供を受けることができるものとします。賃借人が代替レンタルバイクの提供を受けないとき又は当社が代替レンタルバイクを提供できないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。
4. 故障等が、賃借人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を賃借人に返還するものとします。
5. 賃借人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタルバイクを使用できなかったこ

とにより生ずる損害について、当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## **第7章賠償及び補償**

### **第23条(賠償及び営業補償)**

1. 借受人及び運転者は、その責に帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタルバイクの汚損・臭気等により当社がそのレンタルバイクを利用できないことにより生じる営業補償に関する損害については、別途料金表等に定めるところによるものとします。

### **第24条(保険)**

1. 借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社レンタルバイクについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償 1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
- (2) 対物補償 1事故につき1000万円（免責金額50000円）
- (3) 搭乗者傷害補償 1名につき500万円

但し、その保険約款の免責事由に該当するときは、この保険金は給付されません。

2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は保証金は支払われません。

3. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4. 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については借受人又は運転者負担とします。

5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金に含まれます。

## **第8章貸渡契約の解除**

### **第24条(貸渡契約の解除)**

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの理由、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領

済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

2.前項の場合に借受人がレンタルバイクを期日までに返還しない場合、借受人に通知することなく当社がレンタルバイクを引き上げることができることに、借受人は予め同意するものとします。

#### 第25条（中途解約）

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、別途定める規定に該当するときを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2.借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。  
中途解約手数料＝{(貸渡契約期間に対応する基本料金)－(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)}×50%

### 第9章／個人情報

#### 第26条（個人情報の利用目的）

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

1.道路運送法第80条第1項に基づくレンタルバイクの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。

2.借受人又は運転者に対し、レンタルバイク、中古車その他の当社が取り扱う商品・サービスに関する契約管理（契約に基づく権利行使・義務履行・サービス提供などを含む）

3.レンタルバイク、中古車、その他の当社が取扱う商品・サービス、各種イベント、キャンペーン等に関する宣伝広告物の送付、Eメール送信等による案内。

4.貸渡契約の締結に際し、貸受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。

5.当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上を目的に、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

6.個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 第 1 項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

#### 第 2 7 条（個人情報の登録及び利用の同意）

借受人又は運転者は、第 3 3 条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。

### 第 1 0 章／雑則

#### 第 2 8 条（相殺）

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債権があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債権といつでも相殺することができるものとします。

#### 第 2 9 条（消費税）

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

#### 第 3 0 条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 3 1 条（細則）

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2.当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表又はホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

#### 第 3 2 条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんに関らず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 3 3 条 （準拠法等）

本約款の解釈及び本約款に基づくレンタルバイクの貸渡しは、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

### 附則

本約款は、2025 年 12 月 1 日から実施します。